

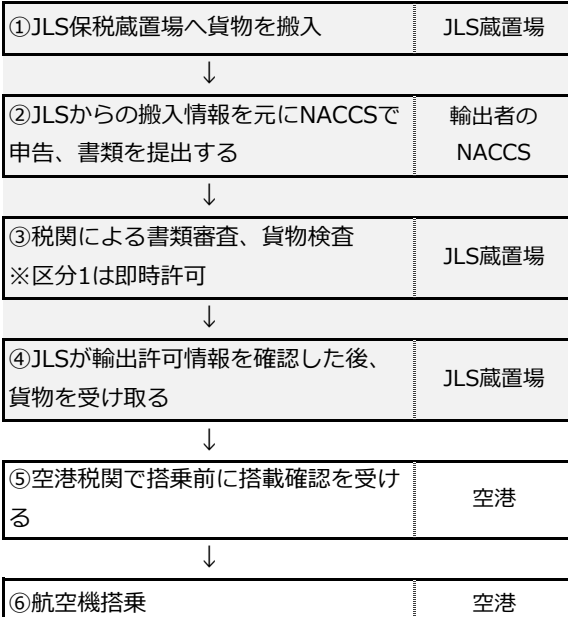
## ＜＜ IJK会場内のJLS保税蔵置場を利用した、携行貨物の輸出手続 ＞＞

- ・ 当保税蔵置場は、出展社が輸出申告を行う間、輸出貨物を一時的に保管する場所です。他の用途には使用できません。
- ・ 輸出申告を行う輸出者は、輸出に関する準備、作業を、輸出者自身ですべて行います。
  - 輸出申告用インボイスの作成、輸出申告書の作成、商品の梱包
  - 保税蔵置場への貨物搬入
  - 税関への申告、書類の提出、検査の立会い
  - 税関への搬入証明の提出（※JLSで代行可）
  - 輸出許可後の保税蔵置場からの貨物搬出
  - IJK会場から出国する空港への輸送
  - 空港税関による搭載確認（搭載確認印の取得）
- ・ JLS保税蔵置場の利用申込書は、1 申告ごとに記入が必要です。利用申込書はJLS蔵置場で配布致します。事前に入手を希望される方は、弊社までご連絡下さい。(Email: info@j-logi.co.jp)
- ・ 申告の方法は（１）システム申告と（２）マニュアル申告があります。
  - （１）システム申告は、貨物をJLS保税蔵置場に搬入したのち輸出者のNACCSで申告を行います（事前申込要）。貨物検査は、税関職員と輸出者の立会いでJLS保税蔵置場にて行います。輸出許可はNACCSで通知されます。
  - （２）マニュアル申告は、最初に管轄税関へ貨物と申告書類を税関へ持って行きます。検査を受けたのちJLS保税蔵置場へ搬入、引き換えに搬入証明を入手して再度税関へ持参し、輸出許可書の交付を受けます。
- ・ 輸出許可ののちJLS保税蔵置場から貨物を受け取り、携行者は空港税関で航空機搭乗前に搭載確認を受けて下さい。

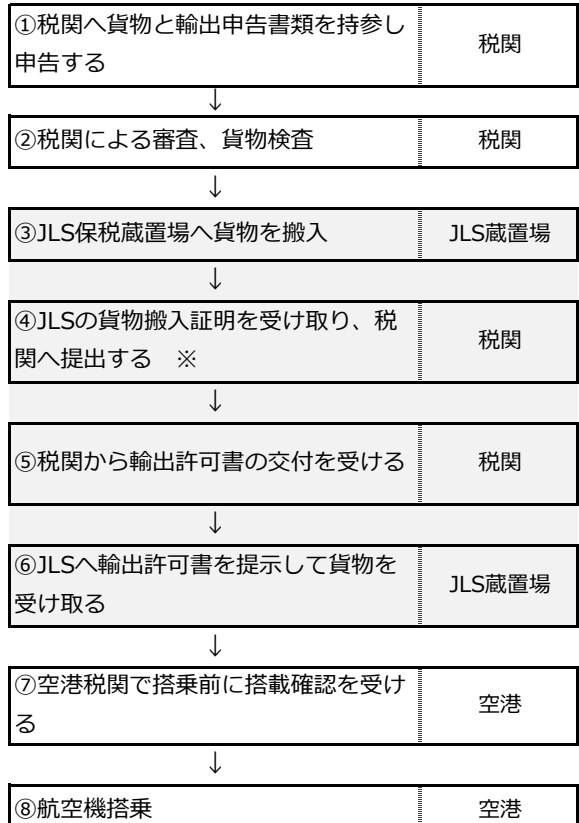
### \*\*\* 輸出手続の手順と輸出者の作業場所 \*\*\*\*\*

#### （１）システム申告

※システム申告は、事前にNACCSセンターへ所定の申込を行いPC等の環境を整えた輸出者のみ利用できます。



#### （２）マニュアル申告



※マニュアル申告の手順④のみ、JLSで代行可能です。

\*\*\* 注意点 \*\*\*\*\*

- ・ 輸出申告および税関の貨物検査の立会いは、JLSでは代行できませんのでご了承下さい。
- ・ 輸出免税に必要な「輸出の証明」は、携行貨物の場合「空港税関で搭載確認を受けた輸出許可書（通知書）」に該当します。空港税関の搭載確認印のない輸出許可書（通知書）は、輸出の証明と認められません。携行者は航空機搭乗前に、忘れずに搭載確認を受けるようにして下さい。
- ・ 搭載確認を受けた輸出許可書（通知書）は、輸出者の責任で携行者から回収して下さい。
- ・ ワシントン条約等による輸出規制のある物品は、所定の書類がなければお預かりできません。  
（例）ワニ革、ベッコウ、象牙、一部の珊瑚商品、一部のコンクパール、ダイヤモンド原石 等

\*\*\* 補足、参考リンク \*\*\*\*\*

- ・ 申告税関：神戸税関ポートアイランド出張所  
申告書に記入する蔵置場所： J L S - K I E H

神戸税関ポートアイランド出張所 <http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/kobe/pi.htm>

輸出申告書 様式 [http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C/C5010.pdf](http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5010.pdf)

輸出申告書 記入要領 [http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C/C5010k.pdf](http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5010k.pdf)

※その他記入に関して不明な点は直接税関へご照会下さい。

---

お問い合わせ先：

ジェイ・ロジスティックサービス株式会社（JLS） 担当：田嶋、小上馬

TEL: 078-856-2115 FAX: 078-856-2442 Email: info@j-logi.co.jp